

令和 7 年度

西東京市子ども食堂推進事業

支援拡充の取組（解説）

令和 7 年 6 月

西東京市子ども若者部
子 ど も 家 庭 課

1 趣旨

新たな子ども食堂の立ち上げや支援の拡充に取り組む子ども食堂に対して、設備整備費等を支援します。

2 補助の対象

次のいずれかに該当する団体が補助の対象です。

- (1) 令和 7 年度に子ども食堂を新たに立上げた団体
- (2) 上記 (1) 以外の団体は、次のいずれか 1 つ以上に取り組む団体
定員、開催時間、開催回数、配食数及び会場の拡充の取組

3 支援拡充の取組内容

(1) 補助基準額

1 食堂当たり、年額 50 万円を上限に補助します。

※ 子ども食堂の開催、配食・宅食の取組とは別メニューの補助です。

(2) 補助対象経費

冷蔵庫やワゴン車のリース、デリバリーカートの購入等、新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充に必要となる設備整備等に要する経費です。

補助対象となるリース及び購入品は、事前相談で協議を行い、交付申請したものに限り
ります。

対象経費の範囲は、別添「支援拡充の取組 Q & A」を参照してください。

(3) 補助対象期間

対象となる経費は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの支出です。
ただし、上記2(2)に該当する団体は、交付決定後の支出が対象となります。

4 事前相談について

交付申請の前に必ず事前相談を次のとおり行ってください。

(1) 事前相談

- ① はじめに、担当まで事前相談の日程調整等のお電話をお願いします。
- ② 団体は、その日までに別添『支援拡充の取組の計画書』及び予定している設備整備費等の具体的な内容を記載した資料(様式は任意)(以下「計画書等」という。)を作成してください。
- ③ 事前相談当日は、団体から計画書等を提出していただき、支援拡充に係る取組内容について説明していただきます。
- ④ 必要に応じて、計画書等に関して確認や修正を依頼します。

(2) 事前相談の期間

令和7年7月7日(月)から同年7月30日(水)まで

(3) 事前相談の結果

提出いただいた計画書等や団体からのご説明を踏まえ、事前相談の結果をご連絡します。

5 交付申請について

事前相談の結果を踏まえ、交付申請の期日までに交付申請書等を提出してください。

(1) 交付申請の期間

事前相談の結果後から交付申請の提出期限(令和7年7月31日)まで

(2) 提出書類

交付申請書と必要書類を提出してください。